

議員提出議案第1号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

平成27年3月12日

斉木正一

伊藤保

国岡智志

浜崎晋一

澤紀男

興治英夫

伊藤美都夫

稲田寿久

藤縄喜和

上村忠史

内田博長

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第16条 委員会は、<u>審査又は調査に必要があるときは</u>、知事、病院事業の管理者、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため、議長を経て、出席を求めることができる。</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第16条 委員会は、<u>審査又は調査のため</u>、知事、病院事業の管理者、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため、議長を経て、出席を求めることができる。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在職する教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）までの間は、改正後の鳥取県議会委員会条例の規定は適用せず、改正前の鳥取県議会委員会条例の規定は、なおその効力を有する。